

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 216 号（諮問第 238 号）

件名：生徒指導要録の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 4 年 8 月 9 日

### 2 原処分

令和 4 年 8 月 23 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、審査請求人に係る指導要録(添付書類等すべて)A 高等学校在学中のもの全ての自己情報開示請求について、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

### 3 審査請求

令和 4 年 11 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 5 年 2 月 28 日

### 5 答申

令和 6 年 1 月 30 日

### 6 審議会の結論

教育委員会が、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき A 高等学校が作成した、児童等の学習及び健康の状況を記録した審査請求人に係る指導要録である。

実施機関は、別表の 1 欄に掲げる部分（以下「本件情報」という。）を条例第

17 条第 4 号及び第 8 号に該当するものとして不開示にしている。

(3) 条例第 17 条第 4 号該当性について

ア 条例第 17 条第 4 号は、個人の評価、診断、選考、指導、相談等の適切な執行を確保するための規定であり、これらの事務事業の性格に着目し、これらの事務事業に関する情報で、開示請求者に開示することにより、当該事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれのあるものは、開示しないことを定めたものである。

この考え方に基づき、同号該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件情報は、学級担任者が学習の過程や成果などを要約して記載することにより成長過程にある生徒を適切に指導していく上で参考とするものであるとのことである。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、学級担任者は生徒等へ開示されないことを前提に生徒指導要録を作成しており、これらの情報を開示することになれば、学級担任者が開示を意識して生徒指導要録を作成することになり、生徒指導要録の所見等への記入が形骸化し、生徒指導要録の本来の目的である生徒の能力・個性を客観的に把握し、正確に記入することが困難となる事態が考えられ、生徒指導要録をもとにした生徒指導の事務に著しい支障が生ずるおそれがあるとのことである。

ウ 当審議会において本件情報を見分したところ、生徒の学習の過程や成果が丁寧に記載されていた。これらの情報を開示することになれば、実施機関が主張するとおり、学級担任者が開示を意識して生徒指導要録を作成することになり、生徒指導要録の所見等への記入が形骸化し、生徒指導要録の本来の目的である生徒の能力・個性を客観的に把握し、正確に記入することが困難となる事態が考えられ、今後の県立高等学校における生徒指導要録をもとにした生徒指導の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件情報は、条例第 17 条第 4 号に該当する。

(4) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報是不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、同号該当性について以下検討する。

イ 本件情報は、前記(3)のとおり、生徒の学習の過程や成果が丁寧に記載されていた。これらの情報を開示することになれば、実施機関が主張するとおり、

学級担任者が開示を意識して生徒指導要録を作成することになり、生徒指導要録の所見等への記入が形骸化し、生徒指導要録の本来の目的である生徒の能力・個性を客観的に把握し、正確に記入することが困難となる事態が考えられ、今後の県立高等学校における生徒指導要録をもとにした生徒指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件情報は、条例第 17 条第 8 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

本件情報を不開示としたことの妥当性については、審査請求人がすでに高等学校を卒業し、数年経過していることを考慮したとしても、前記(3)及び(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定
特別活動の記録 所見等	条例第 17 条第 4 号及び第 8 号
総合所見及び指導上参考となる諸事項 (5) 総合所見	